

農林水産技術移転促進の助成に要する経費

【50(35)百万円】

事業のポイント

試験研究独立行政法人が保有する特許等知的財産権を産業界へ技術移転し、実用化・商品化を促進します。

(産地形成コーディネーター活動の支援(新規))

新品種の特性及び新技術を活かした生産、製品化を推進し、品種の許諾及び新技術指導の一体的実施、加工時の技術移転を行うことができるコーディネーター活動を支援します。

政策目標

特許等知的財産権の産業界への技術移転により、実用化・商品化を促進

< 内容 >

1. 国内知財の活用促進(拡充)

試験研究独立行政法人が保有する特許等の知的財産について、農林水産大臣認定TLO(技術移転機関)による産業界への技術移転活動を推進します。

新たに、農業生産(品種・技術)及び技術移転について知見を有するコーディネーターによる品種の利用許諾契約等を通じ、企業、生産者等関係者の組織化等の産地形成活動を支援します。

2. 試験研究独立行政法人の外国知財取得・活用の推進(拡充)

研究成果への海外事業者のただ乗りを防ぎ、食料産業の国際競争力の強化等研究開発目的の達成のため、海外への出願などについて助言・指導を行います。

新たに、我が国農林水産業・食品産業への影響も勘案しつつ、海外における権利活用促進に関する方策を検討します。

3. 大学農学系研究成果技術移転連携促進(継続)

大学の農学系研究成果の技術移転の促進及び知的財産の活用について、連絡調整及び情報交換を行います。

【定額、補助率1/2】

< 実施主体 > 公益法人(農林水産大臣認定TLO)

< 実施期間 > 平成15年度~平成23年度

[担当課:農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課(03-3502-3919(直))]